

学外活動補助規程

(目 的)

第1条 この規程は、本学で認められたクラブが、学外における大会・公演等に出場・出演する場合、学友会予算の範囲を越えた支出に対し経費の補助を行い、クラブの活性・振興を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象は次の各号の1に該当するクラブとする。

1. 運動系のクラブは学生連盟に登録し県大会以上に出場する場合、もしくは県連盟主催の大会及び同等級以上の大会に出場する場合。
2. 文化系のクラブは定期公演・地方公演等に主催・出演する場合。

2 前項にかかわらず、本学が特別に認めた場合はこの限りではない。

(補助金額)

第3条 補助金額については、1クラブ年額100,000円を限度とする。

2 学友会クラブ予算の範囲を越えた部分についての支出に対しての補助とする。

(申請)

第4条 補助申請は、所定の用紙に予算書・企画書・要項等を添付し、出場・出演の14日前までに、学生課長を経由し学生部長に提出しなければならない。

(補助額の決定)

第5条 補助額の決定は、申請時の予算書・企画書等により学生部長が決定する。

(収支報告)

第6条 出場・出演後、14日以内に収支決算書を学生課長を経由し学生部長に提出しなければならない。

(予算)

第7条 補助予算は毎年度予算に計上し、その予算の範囲内において補助を行う。

附 則

この規程は、平成2年10月1日より施行する。